



目次

- EITF 16-B
- 事務的事項
- 付録－EITF 16-Bに関する暫定的決定の要約

発生問題専門委員会 11月会合の要旨

エミリー・アッシュ、スティーブン・マッキニー、ボブ・ウール
デロイト&トウシュLLP

今回の EITF Snapshot は、2016 年 11 月 17 日に開催された発生問題専門委員会 (EITF、以下「専門委員会」) の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意 (「公開のための合意 (consensus-for-exposure)」) は米国財務会計基準審議会 (FASB) の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート (ASU) として発行される。

FASB は、専門委員会の 2016 年 11 月の合意を、2016 年 11 月 30 日に開催する会合において承認のため検討することを計画している。その日より後に、FASB の承認プロセスの結果を含む専門委員会の公式議事録は [Deloitte Accounting Research Tool \(DART\)](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される (専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約 (会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる) もこれらのサイトで参照できる。

EITF 16-B「従業員給付制度のマスター・トラストの報告」

状態:最終合意

影響:マスター・トラストへの投資を保有している従業員給付制度

背景:多くの従業員給付制度がマスター・トラストへの投資を保有している。マスター・トラストは、単一の雇用主または共通支配下にある複数の雇用主のグループが運営する複数の制度のために資産を保有する。マスター・トラストに対する制度の持分は、非分割持分(マスター・トラストの純資産に対する比例持分)を通じて保有されることもあれば、分割持分(マスター・トラストの個々の投資に対する特定の所有持分)を通じて保有されることもある。制度がマスター・トラストに持分を有することが一般的になっているため、かかるトラストに対する持分について、追加的な表示・開示指針が必要とされている。

FASBは2016年7月に、EITFが2016年6月の会合において5つのサブトピックについて到達した公開のための合意に基づくASU案を公表した。この公開のための合意の要約は、デロイトの *EITF Snapshot* 2016年6月号を参照されたい。

要約:この会合においてEITFは、ASU案に対して寄せられたコメントレーターを検討し、次の3つのサブトピックに関する公開のための合意を再確認した(ただし、必要に応じて、これらのサブトピックに軽微な改訂が加えられた)。(1)財務諸表における単一の勘定科目としてのマスター・トラストに対する持分の表示、(2)マスター・トラストのその他資産・負債と制度に関連する残高の開示、(3)関連する確定給付制度によってすでに開示が提供されている場合の401(h)勘定の開示要求の廃止。

EITFはまた、マスター・トラストに対して分割持分を有する制度について、マスター・トラストの保有する投資合計を投資の基本種類(general type)別に表示したものに加え、各種類に対する制度の持分の金額を開示しなければならないとする従前の決定を確認した。しかし、非分割持分を有する制度については、従前の開示決定を変更した。ASU案では、非分割持分を有する制度は、マスター・トラストの保有する投資合計を投資の基本種類別に開示することを要求されるが、制度の持分の金額については、投資の基本種類別の開示は要求されない。この不一致を指摘したフィードバックに基づき、EITFは、マスター・トラストに対して分割持分または非分割持分のどちらを保有している制度にも、投資の基本種類別に、マスター・トラストに対する制度の持分の金額を開示するように要求することを決定した。

EITFは、マスター・トラストの原投資に関する開示(たとえば、ASC 820¹およびASC 815によって要求される開示)には対処しないことを決定した。したがって、さらなる開示は要求されないとした従前の公開のための合意の確認はなされなかった。マスター・トラストに対する持分を有する制度は、かかる開示に関する現行の実務について、引き続き従業員給付制度に関するAICPA監査・会計ガイド²およびTISセクション6931.11³を参照できる。

主要なサブトピックに関するEITFの暫定的決定については、[付録](#)を参照のこと。

発効日および移行:すべての従業員給付制度について、最終合意に関連する指針は、2018年12月16日以降に開始する事業年度から適用される。早期適用が認められている。報告企業は、この指針をすべての表示期間に遡及的に適用する。

次のステップ:FASBの承認が2016年11月30日の会合でなされる予定であり、同会合後に最終ASUが公表される。

¹ FASB会計基準コーディフィケーション(ASC)の表題については、デロイトの『FASB会計基準コーディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題』を参照。

² AICPA監査・会計ガイド「従業員給付制度」

³ AICPA技術的実務エイドTISセクション6931.11「マスター・トラストの公正価値測定の開示」

事務的事項

この会合で、オブザーバーとして参加したSECスタッフから、SECスタッフが低価格住宅プロジェクト (affordable housing project) への投資から生じる税務上のベネフィットに関するガイダンス (ASC 323-740-S99-2に体系化されているSECのオブザーバーのコメント) をASU 2014-01⁴のガイダンスに一致させる予定であることが発表された。これにより、改定後のガイダンスでは、以下が明記される。

比例償却法を適用するという決定は、比例償却法を用いる資格のある個々の投資に適用される会計方針の決定ではなく、パラグラフ323-740-25-1の条件を満たす適格な低価格住宅プロジェクトへのあらゆる投資に継続的に適用される会計方針の決定であることが指摘されている。SECスタッフは、パラグラフ323-740-05-3において記述されている状況に類似する状況に比例償却法を拡大適用することは不適切と考えている。

この発表の主な影響として、SECのオブザーバーのコメントにおいて「実効利回り法」に言及している箇所が、ASU 2014-01と整合するように「比例償却法」に変更される。この変更により、ASU 2014-01をすでに適用している企業の実務に影響が出ることはないと予想される。

次回のEITF意思決定会合は、暫定的に2017年3月16日に予定されている。その会合で、EITFはEITF 16-C⁵について寄せられたコメントを検討する見込みである。

⁴ FASB会計アップデート第2014-01号「適格な低価格住宅プロジェクトへの投資に関する会計処理－FASB発生問題委員会の合意」

⁵ EITF 16-C「サービス譲与取り決めにおける運営サービスの顧客の決定」

付録－EITF 16-Bに関する暫定的決定の要約

マスター・トラストに関するトピック	公開のための合意	最終合意
制度の財務諸表の本体でのマスター・トラストの残高および変動の表示	従業員給付制度がマスター・トラストへの投資を保有している場合、その持分およびその持分の変動を、制度の財務諸表において単一の勘定科目として表示しなければならない。	公開のための合意を確認した。
マスター・トラストに対する持分を有する制度に関する開示	マスター・トラストに対する分割持分を有する制度は、マスター・トラストの投資残高を資産の基本種類別に表示したものと、それらの各残高に対する制度の持分の両方を開示することを要求される。非分割持分を有する制度は、マスター・トラストの投資残高を基本種類別に表示したものと、当該投資に対する制度の持分合計のみを開示することを要求される。	従前の決定を修正し、マスター・トラストに対する持分(分割持分と非分割持分の両方)を有するすべての制度に、マスター・トラストの投資残高合計を資産の基本種類別に表示したものと、それらの各残高に対する制度の持分の両方を開示するよう要求する。
マスター・トラストのその他資産・負債の開示	制度は、マスター・トラストのその他資産・負債と当該制度に関連するその他資産・負債を開示する。	公開のための合意を確認した。
401(h)勘定の投資の開示	医療・厚生制度が保有する401(h)勘定の資産の開示要求は、当該資産がすでに関連する確定給付制度の注記に記載されている場合、廃止される。代わりに、医療・厚生制度は、財務諸表において当該開示を提供している確定給付制度の名称を開示することを要求される。	公開のための合意を確認した。

登録

EITF Snapshotおよびその他の会計に関するデロイトの出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。

www.deloitte.com/us/subscriptions

財務責任者のためのDbriefs

Dbriefsへぜひご参加ください。Dbriefsはデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs also provides a convenient and flexible way to earn CPE credit — right at your desk. [Subscribe](#) to *Dbriefs* to receive notifications about future webcasts at www.deloitte.com/us/dbriefs.

Technical LibraryとUS GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。

Technical Library: Deloitte Accounting Research Toolと呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計およびSECマニュアルならびにその他の会計およびSECの解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SECの資料などが含まれています。

営業日ごとに更新されるTechnical Libraryは使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト<http://www.deloitte.com/us/techlibrary>をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国GAAPに重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「[US GAAP Plus](#)」もご覧下さい。FASBの活動に関する記事やFASB会計基準コーディフィケーション™のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トーマツ・リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人・トーマツ、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネス・プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トーマツ・リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.